

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(衆第七号)(衆議院提

出)要旨

本法律案の内容は次のとおりである。

一、趣旨

この法律は、平成二十年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年三月三十一日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年五月三十一日まで延長する措置を講ずるため、地方税法の一部改正について定めるものとする。

二、地方税法における非課税等特別措置の一部の暫定的な延長

平成二十年三月三十一日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち、自動車取得税についての過疎バスに係る非課税措置、免税点の特例措置、低燃費車に係る課税標準の特例措置及び大型ディ

イゼル車に係る税率の特例措置の期限を暫定的に平成二十年五月三十一日まで延長する。

三、施行期日等

- 1 この法律は、2を除き、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行う。